

平成 17 年 2 月 21 日
NTC 大須賀安彦

本検討会で議論すべきことは、第 1 回検討会資料-7「筆記試験一部免除の取入れに係る主な論点」に整理されていると思います。第 2 回検討会以降は、この論点に沿って、一項目ずつ結論を出していったら如何でしょうか。

以下は、大須賀の原子炉主任技術者試験制度に対する基本的な考え方です。

原子炉主任技術者の職務は「原子炉の運転に関して保安の監督を行うこと」、具体的には原子炉の運転上の制限、原子炉の起動、燃料取替計画、管理区域の設定・解除、保安教育等に関し、運転に従事する者への指示、報告内容の確認、記録内容の確認等である。従って、原子炉主任技術者は、これらの職務遂行に必要な専門知識及び実務的知識を要求される。

現行の法制度は、行政庁が試験の実施結果を踏まえ原子炉主任技術者免状を発行することと、原子炉設置者が自らの責任において免状を有する者の中から原子炉主任技術者を任命することを要求している。即ち、原子炉主任技術者が実際に職務に就く前に 2 つの関門がある。

今回の検討範囲は第 1 関門の試験制度に関することである。従って、免状申請者が原子炉主任技術者免状を付与されるに足る専門知識及び実務的知識を有しているか否かを何らかの形で確認出来れば良い。その点から言えば、筆記試験により必要な専門的知識、口頭試験により実務的知識を確認するとしている現行制度は一つの解決策である。

しかし、IAEA 等が原子力発電所要員に求める原則は“ **shall be trained and qualified** ”であり、「十分な教育・訓練を受けること」と「必要な資格を有することを確認すること」である。この点から言えば、試験による方法は「必要な資格を有することを確認すること」であり、試験を受ける前にどのような教育・訓練を受けたかを問うものではない。無論、試験に合格する前提として、独習を含め何らかの教育・訓練が実施されていることも事実である。一方、専門職大学院に於ける単位取得は、「十分な教育・訓練を受けること」と「必要な資格を有することを確認すること」の双方を満足するものと捉えることが出来る。

従って、専門職大学院のカリキュラム（講義、実習及び試験等を含む）が原子炉主任技術者に必要な専門知識（法令を含めることも可）を網羅するものであれば、現在の筆記試験に代えて専門職大学院の単位取得を充てることは妥当な判断と言

える。なお、この場合のカリキュラムの審査は行政庁の裁量範囲と考える。

専門職大学院の設置目的が高度な知識を有する原子力技術者の養成にあることから、キャリアアップを目指す原子力技術者、原子力技術に精通した幹部養成を期待する原子炉設置者にインセンティブを与えるものとして、原子炉主任技術者(或いは核燃料取扱主任技術者)の筆記試験の免除規定を設けることは妥当なものと考ええる。

現行の筆記試験についても同様だが、専門職大学院の単位取得の有効期間は、一旦獲得した専門知識が年月と共にどのように推移するかに依存する。現行の筆記試験で確認している専門知識は、原子炉の運転に係わる基礎知識に相当するものである。基礎知識の維持、即ち筆記試験又は専門職大学院の単位取得の有効期間は、口頭試験を受けるまでの間に基礎知識を要する職務に従事していたか否かを含めて判断すべきである。

専門職大学院修了者の多くが、単位修得後に原子力技術の実務に従事すると予想されることから、上記判断基準の導入は妥当なものと考えられる。

参考となるものとして、米国の原子力発電所運転員免許に関する規制指針 NUREG-1021 “ Operator Licensing Examination Standards for Power Reactors ” Rev.9 の 2004 年改訂時に Generic Fundamentals Examination (原子炉運転員又は上級原子炉運転員免許の第 1 ステップとして実施される一般基礎試験) の有効期間に関する NRC と産業界の議論がある。産業界は基礎知識の劣化は根拠が無いと強く主張したが、NRC は免許更新プログラムを受講していない場合の有効期間を 2 年間と結論付けた。

以上